

平成30年度商品テスト（苦情処理テスト）の概要

平成31年3月31日現在

区分	食料品	住居品	光熱水品	被服品		保健・衛生品	教養・娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
				クリーニング	被服品						
総件数	1	5	0	4	1	0	2	0	0	0	13
(うち外部依頼件数)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(5)

(相談内容及びテスト結果の概要)

受付番号	受付年月日	相談内容	テスト項目	テスト結果
1	30.5.11	紳士用ダウンジャケット (変色の原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・繊維鑑別 ・測色試験 ・耐光染色堅ろう度試験 	<p>相談品は、脇の下やフードに隠れた部分、裾や袖の折り返し内側部分やジャケット内側は黒色であるが、それ以外の部分は赤茶色であったことから光による変退色が原因と考えられた。耐光染色堅ろう度試験では3級で変退色が見られ、生地耐光性が低かったことが確認された。顕微鏡観察から黒色繊維は変退色していなかったが、白色繊維上のプリントが赤色に変退色していたことから、相談品が赤茶色に変色したのは、プリントの耐光性が低かったことが原因である。</p>
2	30.6.1	紳士ワイシャツ (首回りに濃い線が付いた原因：クリーニングトラブル)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡検査 ・繊維鑑別 ・蛍光X線元素分析 	<p>相談品は、青いストライプのワイシャツで、襟の折り返し部分の首回り外側と前立ての上部にシミ状の青色着色部があった。また、脇を除く前身頃と後身頃の上部2/3が淡く青色になっていた。青色着色の主な原因は、染色加工後のソーピング不足であるが、襟、前立ての濃色の色泣きが起きるには何らかの油性物質が付着したことが要因となっている。これが使用中に付着したのか、クリーニング工場では何らかの薬品が付着したのかは、既にランドリー処理により洗浄されているため特定はできなかった。</p>
3	30.6.14 (危害)	ライトニングケーブル (発煙・発火した原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・CT検査 ・外郭金属樹脂除去検査 	<p>相談品を初めて使用し、タブレット端末に充電中に発煙、発火し指を火傷したとのこと。相談品は、ライトニング端子内部の基板が焼損し、銅箔パターン及び電気部品の溶融が認められた。このことから基板で短絡が生じて焼損に至ったものと推定されるが、焼損の程度が著しいため、短絡の原因は特定できなかった。</p>

4	30.7.26 (危険)	ポータブル 保冷温庫 (白い光が 出て白煙が 上がった原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・内部基板等検査 ・X線検査 	相談品は、5年前に購入、夏場だけ台所のカウンターの上で使用。使用中に裏側の換気口の格子の隙間から白い光が出て白煙が上がったとのこと。背面カバーを取り外して確認したところ、電源基板の電解コンデンサーが破裂し、隣接するトランジスターが故障していた。以上のことから、電解コンデンサーが異常発熱して内圧上昇により電解液が噴出した際にスパークが発生して、発光及び発煙したものと推定されるが、電解コンデンサーが異常発熱した原因が電解コンデンサー自体の部品不良によるものか、トランジスターが故障した影響によるものかを特定することはできなかった。
	県消費生活総合センター		(独)製品評価技術基盤機構中部支所にて原因究明	(住居品)
5	30.8.16	ハンガー (ハンガーの塗料とこのハンガーに掛けたダウンジャケットに付いた白い物質が同じ素材か調べる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・素材鑑別試験 	ハンガーの塗料が剥けている形と同じ形状でダウンジャケットにも白色物質が付着していたこと、顕微鏡観察によりハンガーの剥けている部分は、生地と接触してできた跡が観察されたこと、赤外分光分析法によりハンガーの塗料とダウンジャケットに付着している白色物質の両方から同じピークを持つアクリル樹脂の吸収スペクトルが得られたことから、ダウンジャケットの内側に付着していた白色物質は、ハンガーの塗料であると推定される。
	県消費生活総合センター			(住居品)
6	30.8.28 (危害)	冷凍カツ (混入異物の素材鑑別)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・素材鑑別試験 	相談品の異物は、主に白色でやや硬質なプラスチック状の固形物で、茶色物質が部分的に埋まっていることが観察された。主成分である白色物質は、赤外分光分析法によりポリエチレン樹脂であると推定される。茶色物質の同法による測定では、でんぷん、タンパク質、植物油に由来するピークが観察された。異物が冷凍カツに混入していたと申し出ていることから考えると茶色物質はパン粉である可能性が推定される。なお、ポリエチレン樹脂の融点(100~140℃)は一般的な揚げ油の温度(150~180℃)より低いいため、異物の主成分であるポリエチレン樹脂は揚げ油中で軟化・熔融して形状が変わってしまっていると考えられるため、異物の元の形状については不明である。
	豊田消費生活センター			(食料品)
7	30.9.7	着物(喪服) (衿に穴傷があいた原因:クリーニングトラブル)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・繊維鑑別試験 ・顕微鏡観察 	相談品は、20年前に作ったもので、通夜、告別式で着用したあと、ファンデーションが付いたため、クリーニングに出したところ、穴があいて戻ってきたとのこと。穴傷は、約1mmで、左衿にあり、表地だけで白色の裏地までは達していなかった。品質表示ラベルがなかったため、繊維鑑別試験を行った結果、絹と判明した。顕微鏡観察の結果、生地は五本絹と呼ばれるからみ織の一種で、たて糸が

				<p>交差するからみの部分が切れて穴傷となっていた。苦情部をさらに拡大したところ、破断した繊維の先端が先細りや枝分かれていることが観察され、摩耗や引き裂きなどの物理的作用で破損されたものと推定される。なお、この穴がクリーニング前からあいていたのか、クリーニング業者に渡してからあいたものかを特定することはできなかった。</p>
	稲沢市消費生活センター			(クリーニング・被服品)
8	30.9.28	紳士ズボン (尻ポケット部分に穴があいた原因:クリーニングトラブル)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・繊維鑑別試験 ・顕微鏡観察 	<p>出張先のホテルでスーツをクリーニングに出し、戻ったスーツを翌日着用しようとしたら尻ポケット部分に穴があいていることに気づいたとのこと。相談品は、左右のポケット口に穴傷が見られた。穴傷はたて糸が切れて、よこ糸は切れずに残っていた。ポケット口縫い目破損部は、縫い目に引張の力が加わったときに縫い代が抜けてしまった滑脱と推測された。生地破損部では、繊維末端を顕微鏡観察した結果、直線的な破断が多数を占めていたことから、引張による破断と推定された。相談品は、縦方向に強く引っ張られたことにより、穴あきが発生したものと推定される。なお、穴傷が発生した時点を特定することはできなかった。</p>
	県消費生活総合センター			(クリーニング・被服品)
9	30.10.24	脚付きマットレス(骨組みの木材に発生した黒い斑点がカビかどうか調べる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 	<p>ネット通販で購入した脚付きマットレス。においがつく、返品を申し出たが断られ、納得がいかないため分解したところ、骨組みの木材のマットレスと接している側に無数の黒い斑点があり、カビだと思ふとのこと。相談品の検体は、骨組みの一部を切り出した木材片で一方の面に黒い斑点が多数あり、反対面にはなかった。黒色斑点部分を顕微鏡観察したところ、木材表面のやや窪んだところに黒色物質があり、倍率を上げて観察すると、黒色物質は、不整形、板状で割れていくつかの小片に分割したように見えた。また、黒色物質には砂粒様のものが混じていた。なお、カビを構成する菌糸や孢子様のものは観察できなかった。以上のことから相談品の黒い斑点はカビではないと推定される。</p>
	県消費生活総合センター			(住居品)
10	30.10.12	電気加熱式たばこ(吸うことのできる回数が表示より少ない原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観調査 ・動作確認 ・モニターテスト 	<p>苦情品は、外観調査の結果、傷や凹みは確認されず、動作確認の結果、カートリッジを交換すると、正常に使用することが可能であった。苦情同型品を使用して標準的な交換・充電タイミングを確認した結果、たばこカプセル交換の目安として、約 50 パフごとに LED が青色に点滅することが確認された。苦情品および同型品を使用したモニターテストの結果、いずれの場合も 50 パフ以上使用することが可能であった。以上、苦情品は、取扱説明</p>

				書に記載のとおり、各たばこカプセルで最低50パフ、1つのカートリッジで5カプセル分を使用することが可能であり、異常はみられなかった。
	県消費生活総合センター		(独)国民生活センター商品テスト部にて原因究明	(教養・娯楽品)
1 1	30.7.18 (危害)	うすめ液とさび止め剤(うすめ液とさび止め剤を混ぜた液体が衣服にかかり、やけどを負った。やけどの原因を調べる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・再現テスト ・成分分析 	うすめ液とさび止め剤を混ぜた配合液を誤って衣服に付着させたところ、付着した部分の下の皮膚にやけどを負ったとのこと。また、使用していたポリエチレン製、塩化ビニル製手袋が溶けて穴が開いたとのこと。再現テストでうすめ液とさび止め剤を綿布や着用していた衣服に付着させたが、温度上昇は見られなかった。また、うすめ液とさび止め剤をポリエチレン製及び塩化ビニル製手袋に付着させたが、溶解や欠損は生じなかった。うすめ液とさび止め剤から検出された成分には、皮膚刺激性があるものが複数含まれていた。うすめ液とさび止め剤には皮膚刺激性がある旨の注意表示があった。相談者がやけどを負った原因は、うすめ液とさび止め剤に含まれる皮膚刺激性のある成分が皮膚に付着したことに起因する可能性が考えられた。なお、自然発火のおそれがある旨の注意表示もみられたが、今回の再現条件では起きなかった。
	県消費生活総合センター		(独)国民生活センター商品テスト部にて原因究明	(住居品)
1 2	31.2.13	礼服(アタリの発生と毛羽立ち、色落ちの原因:クリーニングトラブル)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・素材鑑別試験 ・測色試験 	クリーニングでアタリが出たのでクリーニング店に申し出たところ、修正するというので預けたが、直っていなかった上に生地が毛羽立ち、色落ちしたとのこと。相談品は上着やズボンの縫い目等の生地が重なっている部分にアタリが見られた。元生地と相談品を二つ折りにして顕微鏡観察した結果、元生地は毛羽立ちが少なかったが、相談品は毛羽立ちが多く、毛羽長さも長かった。測色試験結果では色落ちは見られなかった。アタリを修正するためブラシ等で擦って毛羽立たせた可能性が考えられ、色落ちを感じたのは生地の表面形状が変化したことが理由と考えられる。
	県消費生活総合センター			(クリーニング・被服品)
1 3	31.3.1 (危害)	延長コードと6口タップ(焦げた原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・栓刃の厚み測定 ・差し込み口刃受け隙間の測定 ・軟X線透過検査 ・抵抗値測定 	延長コードは軟X線透過装置で確認したところ、断線は確認されなかった。内部のカシメ部に溶融は認められなかったこと、焼損していない側、焼損した側ともに抵抗値に異常は見られなかったことから、延長コードに不具合があったとは認められなかった。6口タップは歯受けの変形等は見られず形状に問題は見られなかったが、片側の歯受け隙間が広がっていた。PSEマークが付いていたことから、初期段階の製品には問題はなかったものと推定されるが、10数年の使用により歯受け隙間が広がり、接続した延長コード電源プラグ栓刃との間で接触不良が生じてスパーク

			して発熱し、焼損したものと考えられる。
	知多半田消費生活センター	(独)製品評価技術基盤機構中部支所にて原因究明	(住居品)